

平成 21 年 6 定 厚生常任委員会

小野寺委員

ただいま自由民主党、民主党・かながわクラブ、県政会並びに公明党の各委員の御賛同をいただきまして、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例の修正案を提出させていただきました。

提案の趣旨は、今回の条例改正により著しく困難な立場に置かれることとなる在宅の重度障害者の皆様の立場に立って、激変の緩和を図るための措置を盛り込もうとするものであります。

具体には、改正案では平成 22 年度限りの措置とされていた経過期間を 1 年延長しようとするものであります。ただでさえ厳しい立場にある在宅重度障害者等への共感を持って、是非とも委員の皆様には御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

木内委員

修正案を出されましたので、これに関して若干だけ伺いたいと思います。

先ほど来の質疑を受けての修正案ということだろうと思うんですが、問題は、先ほど小野寺委員から当局に対して質問されていた終盤のテーマというのは、なぜ 1 年なのかというお話だったと思うんです。私はそれをじゃあなぜ 2 年なのかということをお話したいと思います。

それといいますのは、本当にこの今回の見直しが障害者福祉の後退につながることなく、障害者の地域生活の向上に資するものとなるように、今回示されている大綱に掲げる施策の速やかな具体化に向けて特段の配慮が必要であるという認識を持つのであれば、私はその考え方についてはそのとおりだと思います。それで、それを本当に担保しようとするのであれば、なぜ 2 年なのか。2 年ということによってそれが完結するとは、先ほど来の質疑の中の状況からは思えないんです。

議会の対応として、大綱、そのプログラム、これをしっかり中身を伴って示すことが、正にその障害者に対する施策を前進させるということをお話になるとすれば、その方が賢明な対応じゃないかというふうに思うんですけれども、2 年でもってこの施策に掲げる速やかな具体化の目どが立つというふうに考えた上でことなのか、ひるがえって、何ゆえに 2 年とそれを判断したのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

小野寺委員

今の木内委員からの御質問ですけれども、初めに 2 年ありきという考え方ではありません。当初 1 年とされていたものを更に 1 年延ばすことによって、先ほど私が当局と議論を重ねていった様々な施策、それについてより明確になるという、もちろんその時間的な猶予、それもあります。そしてまた、少しでも、これは木内委員から見れば十分ではないという判断をされるかもしれませんが、これまでの議論を踏まえて障害者の方々が少しでも安心できるのではないかと、1 年の延長を図ったというふうに御理解をいただければというふうに思います。その間にももちろん私たちも議会としての責任も当然ありますので、施策の充実や、またこのグランドデザイン等に掲げられている様々な施策の具体化というのを、もちろん厳しくチェックをしていく必要があるというふうに考えています。